

2025 年度入学試験問題
〔看護学部〕

学校推薦型選抜・特別選抜(社会人・帰国生徒)

小 論 文

「論述（図表理解）」

注 意

1. 指示があるまで、手を触れないこと。
2. 指示に従って、解答用紙に受験番号（算用数字）および氏名をはっきりと記入すること。
3. 解答は、解答用紙の指定された箇所に、横書きで記入すること。
4. 問題冊子は6ページ、解答用紙は1枚である。もし、問題冊子の落丁、乱丁および解答用紙の汚れなどがあれば、ただちに申し出ること。
5. 問題冊子は持ち帰ること。

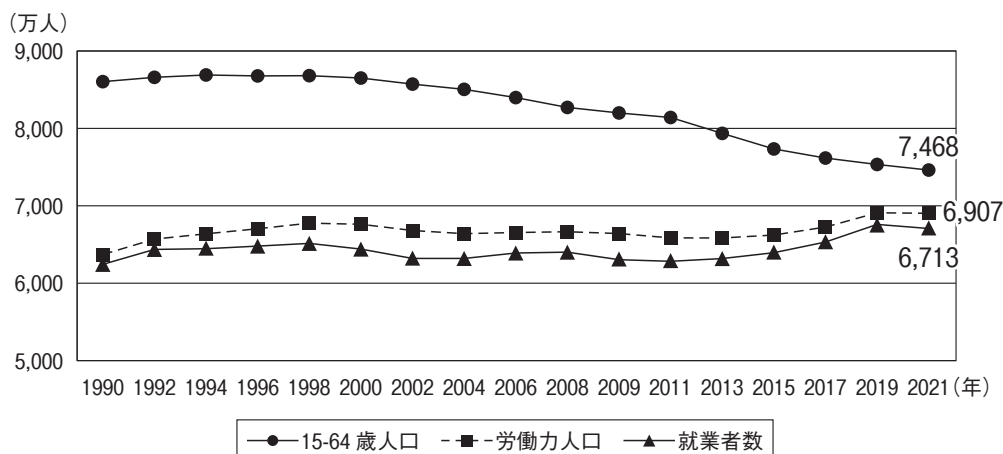
問題（150 点）

図表 1 ～ 7 は女性の就業を取り巻く現状に関連したものです。これらをもとに以下の設問に答えなさい。

設問 1 図表 1 ～ 3 をもとに女性の就業状況の動向とその背景について，300 字以内で述べなさい。

設問 2 【設問 1】で説明した女性の就業状況を踏まえつつ，図表 4 ～ 7 をすべて用いて，女性の就業に関して読み取れる内容と課題について説明し，さらにあなたの意見を加え，500 字以内で述べなさい。

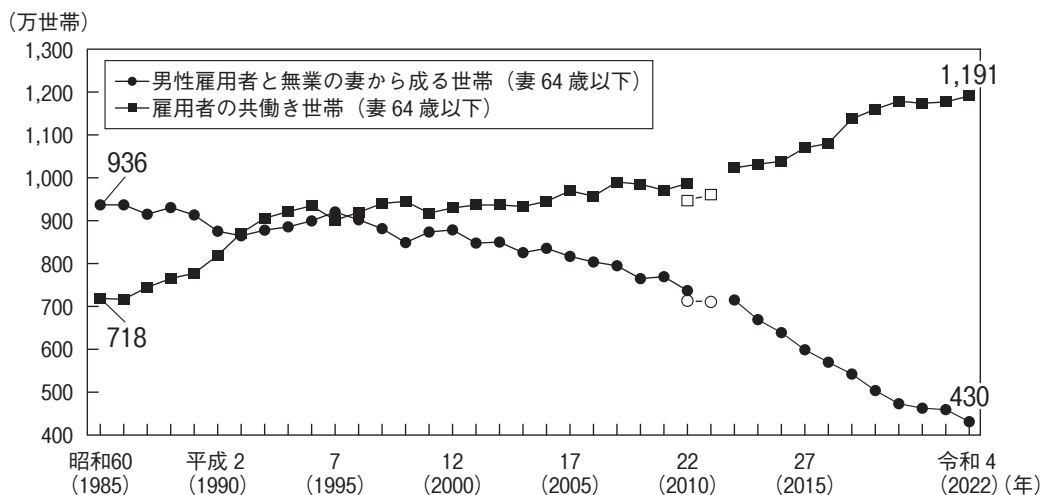
図表 1 労働力人口・就業者数の推移



(備考) 2022 年 3 月 4 日に公表されたベンチマーク人口の新基準に基づいて遡及集計した数値を用いている。

出典：厚生労働白書 令和 4 年度版

図表 2 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が 64 歳以下の世帯）



(備考) 1. 昭和 60 (1985) 年から平成 13 (2001) 年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年 2 月), 平成 14 (2002) 年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査 (詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成 29 (2017) 年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び完全失業者) かつ妻が 64 歳以下世帯。平成 30 (2018) 年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者 (非労働力人口及び失業者) かつ妻が 64 歳以下の世帯。

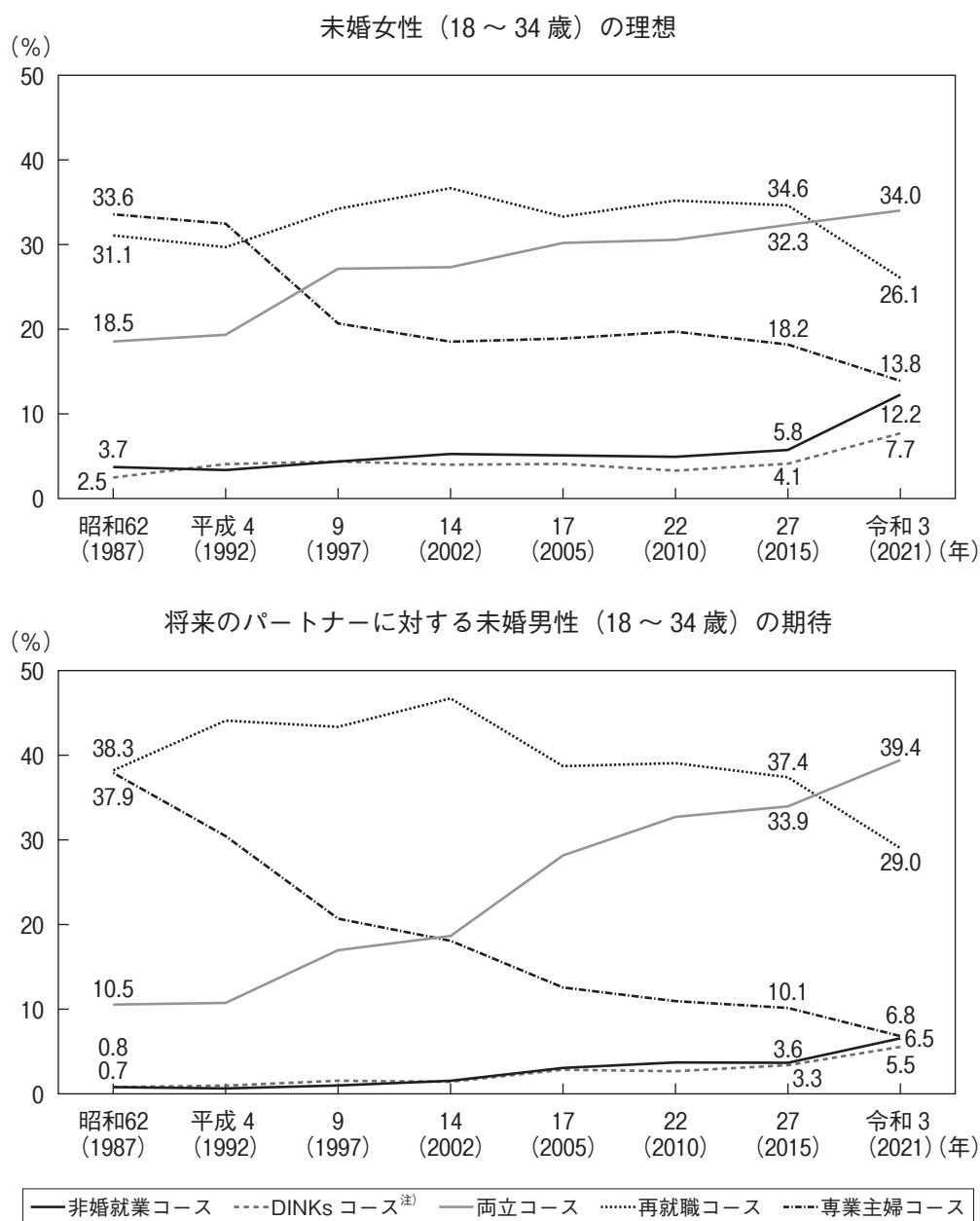
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者 (非正規の職員・従業員を含む) かつ妻が 64 歳以下の世帯。

4. 平成 22 (2010) 年及び 23 (2011) 年の値 (白抜き表示) は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

5. 労働力調査では令和 4 (2022) 年 1 月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和 2 (2020) 年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、過去数値について新基準切り替え以前の既公表値を使用している。

出典：男女共同参画白書 令和 5 年度版

図表3 未婚女性の理想とする人生及び未婚男性の将来のパートナーに対する期待

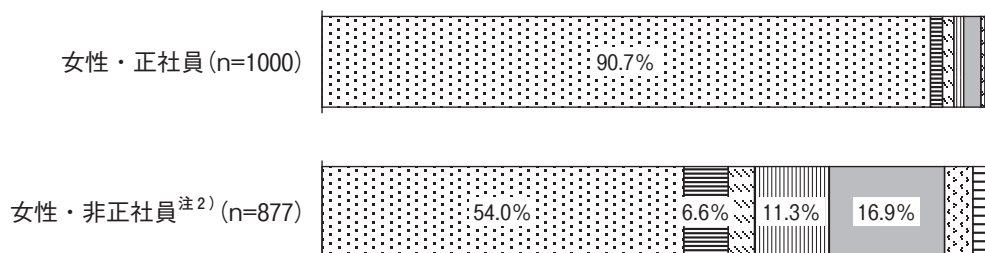


（備考）対象は18～34歳の未婚者。その他及び不詳の割合は省略。

注）DINKs（ディンクス）とはDouble Income（共働き）No Kids（子どもを持たない）の言葉を表し、結婚しても子どもを持たないカップルのことを示す。

出典：男女共同参画白書 令和5年度版

図表4 3歳未満の子どもを持つ女性（20～40歳代）の末子^{注1）} 妊娠判明当時から
現在までの就業継続状況



□ 末子の妊娠がわかった当時と同じ会社で継続して働いている

▨ 育児休業等休業から職場に復帰したのち、末子の妊娠がわかった当時の会社を辞めた

▨ 育児休業等休業中に、末子の妊娠がわかった当時の会社を辞めた

▨ 育児休業等を取得する前に、末子の妊娠がわかった当時の会社を辞めた

■ 現在は働いているが、末子の妊娠がわかった当時は働いていなかった

□ その他

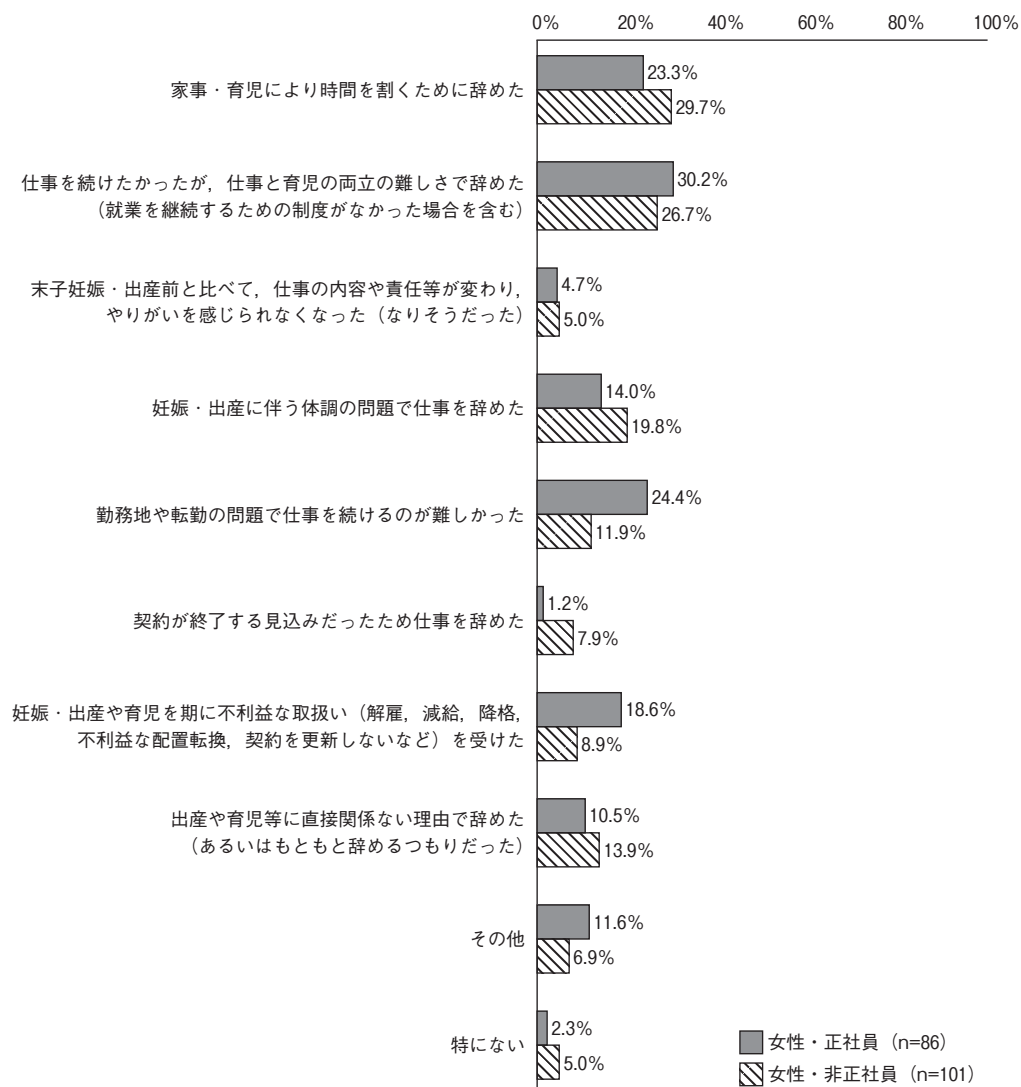
▨ わからない・覚えていない

注1) 最後に誕生した子

注2) 就労形態の非正社員とはパートタイム、アルバイト、契約社員、派遣社員等非正規雇用労働者のこと。

出典：厚生労働省委託調査三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング平成30年度仕事と育児の両立に関する
実態把握のための調査研究事業報告書より作成

図表 5 3歳未満の子どもを持つ女性（20～40歳代）が末子妊娠判明当時の仕事を辞めた理由

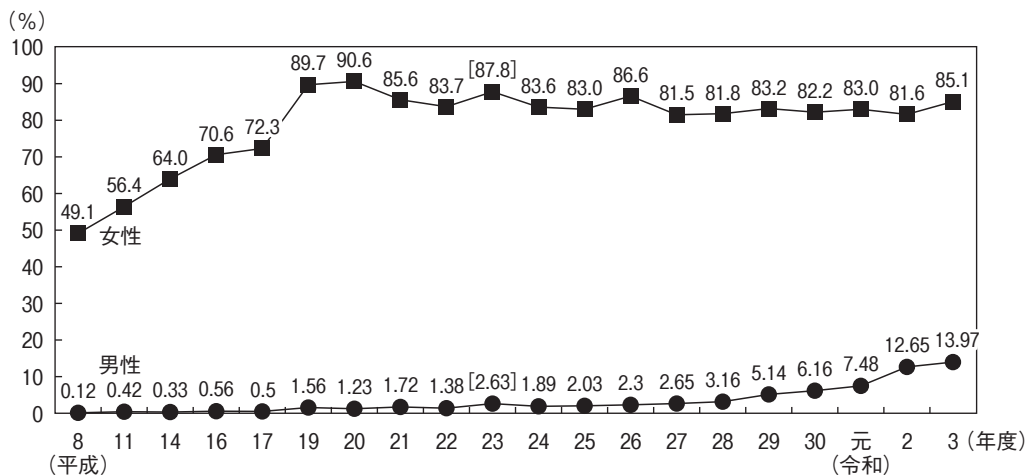


(備考) 1. 上図の就労形態は末子妊娠判明当時のもの。

2. 図表 4 にて「育児休業等休業から職場に復帰したのち、末子の妊娠がわかった当時の会社を辞めた」「育児休業等を取得する前に、末子の妊娠がわかった当時の会社を辞めた」を選択した回答者を集計対象とする。

出典：厚生労働省委託調査三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング平成 30 年度仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書より作成

図表 6 男女の育児休業取得率の推移

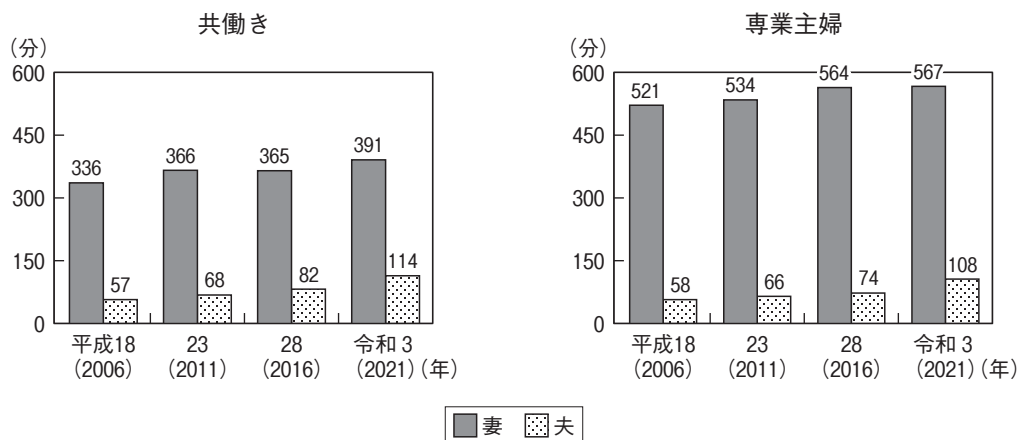


育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（備考1）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

- （備考）1. 平成 22 年度調査までは、調査前年度 1 年間。
 2. 平成 23 年度の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：厚生労働白書 令和 5 年度版

図表 7 6 歳未満の子供を持つ妻・夫の家事関連時間（一週間全体平均）



（備考）家事関連時間は「家事」「介護」「育児」「買い物」の合計。

出典：男女共同参画白書 令和 5 年度版